

届出について

届出の開始日はいつですか。	令和8年(2026年)3月31日です。
令和8年4月中に工事を着手する予定の場合、届出は必要ですか。	令和8年3月31日から4月29日までに着手予定の場合は、計画公表日の令和8年3月31日に届出をお願いします。 なお、上記日付で提出される場合は、届出制度の効果的な運用のため、事前に担当窓口へご相談ください。
提出は何部必要ですか。	1部提出してください。
代理人による提出は可能ですか。	可能です。添付書類として委任状が必要です。
届出の内容に変更が生じた場合、届出の再提出は必要ですか。	変更に係る行為に着手する30日前までに、所定の様式により届出をしてください。
届出をしなかった場合、罰則はありますか。	届出をしていない、又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金が課せられる場合があります。 ただし、誘導施設の休廃止に係る届出は罰則がありません。 (都市再生特別措置法第130条)
届出をすれば、建築確認申請や大津町開発事業等指導要綱、開発許可等の手続きは必要ないですか。	この届出は、都市再生特別措置法に基づき必要な届出であることから、その他の法令等に基づく申請や許可等はそれぞれ手続きが必要です。 また、この届出が不要の場合でも、上記の手続きは必要な場合がありますので、それぞれ確認をお願いします。
開発行為時に届出を行った場合でも、建築等行為時に届出が必要ですか。	開発行為、建築等行為がそれぞれ届出の対象となる場合は、それぞれに着手する30日前までに届出が必要です。 判断に悩むときは、都市計画課までご相談ください。
開発行為と建築等行為を同時に届出することはできますか。	同時に届出することは可能です。なお、それぞれの行為の着手30日前までに届出してください。
各種行為の終了の手続きは必要ですか。	必要ありません。

住宅の建築等の届出

造成済みの土地に共同住宅の建設を計画していますが、建築等行為の届出のみでいいですか。	新たな開発行為がない場合は、建築等行為のみ届出を提出してください。
届出の対象となる「住宅」とはどのようなものですか。	一戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅が対象です。(寄宿舍、下宿は対象外です) また、サービス付き高齢者向け住宅は、建築基準法で「住宅」と判断されれば届出が必要です。
届出していた建物の建築をやめることになりました。手続きは必要ですか。	届出内容の変更にあたるため、変更届を提出してください。
届出していた建物の戸数が減りました。手続きは必要ですか。	届出内容の変更にあたるため、変更届を提出してください。なお、変更することで届出の対象外となる場合でも、変更届の提出が必要です。

### 誘導施設の建築等の届出

都市機能誘導区域外において、施設の一部に誘導施設の用途を含む複合施設を建築する場合は届出の対象ですか。	一部でも誘導施設の用途が含まれる場合は対象です。
都市機能誘導区域外において、1つの施設に複数の誘導施設を有する建物を建築する場合、届出は誘導施設毎に必要ですか。	誘導施設が1つの施設に集約されている場合は、届出は1つで構いません。ただし、様式第18号を提出する際、「建築物の用途」の欄に複数の用途を記載し提出してください。
都市機能誘導区域外において、既存建築物の一部や複数の建物が立地する敷地に誘導施設を増築する場合は、届出は必要ですか。	届出が必要です。
「誘導施設を併設する3戸以上の共同住宅」に係る開発行為や建築等行為において、誘導施設及び住宅部分のいずれも届出の対象となる場合、一つの様式で届出ができますか。	誘導施設、住宅とそれぞれの届出が必要です。

### 誘導施設の休廃止の届出

休止と廃止の違いは何ですか。	将来施設の再開を予定する場合は休止、再開を予定しない場合は廃止です。
休止していた誘導施設の休止期間が延びました。何か手続きは必要ですか。	届出内容の変更(休止期間の延長)にあたるため、再度休止届を提出してください。

### その他

各誘導区域はどこで確認できますか。	都市計画課の窓口または、ホームページから確認できます。
居住誘導区域外や都市機能誘導区域外の開発や建築行為は規制されるのですか。	届出制度はあくまで住宅や誘導施設の立地の動向を把握するもので、規制等はありません。
居住誘導区域外は住むことができなくなるのですか。	本計画は住む場所を規制するものではありませんが、今後の社会情勢を鑑み、一定エリアにおける人口密度を維持していくために、緩やかな居住の誘導を促すものです。